

令和4年第12回定例会

## 江東区教育委員会会議録

令和4年12月23日（金）

江東区教育委員会

## 令和４年第１２回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和４年１２月２３日（金）午前１０時００分
- 2 閉会年月日 令和４年１２月２３日（金）午前１０時４２分
- 3 開 会 場 所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、  
本田和恵、安部敏啓、鈴木清人
- 5 出 席 職 員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、  
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、  
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、  
棚瀬江東図書館長、佐藤文化観光課長

### 6 議題

- 日程第１ 議案第３４号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
日程第２ 議案第３５号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正  
日程第３ 議案第３６号 江東区文化財の指定解除

### 7 報告事項

- （１）令和４年第４回区議会定例会（教育委員会関係）について
- （２）令和４年度文部科学大臣教育者表彰被表彰者の決定について
- （３）令和４年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について
- （４）令和５年度新１・７年生の学校選択制度の抽選結果について
- （５）令和４年度給食保健関係表彰について
- （６）令和５年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について
- （７）令和４年度校（園）長・教育管理職選考等の結果について
- （８）令和５年度江東きつずクラブ事業運営委託事業者の選定結果について
- （９）江東区文化財の登録内容の変更について

### 8 審議概要

本 多 教 育 長 それでは、ただいまより令和４年第１２回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第１ 議案第３４号 江東区立学校

通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第34号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和4年12月23日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

賀来学務課長 それでは、議案第34号 江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。資料1の1番、改正の概要を御覧ください。

内容としましては、8月26日の教育委員会におきまして既に御審議いただいたものとなりますが、大島二丁目2番20号の新築マンション、猿江恩賜公園レジデンスの通学区域を毛利小学校に変更するための規則改正になります。

2ページを御覧いただければと思います。こちらが規則改正の新旧対照表となっております。変更箇所は下線でお示しした部分となっております。

1ページにお戻りいただき、施行日でございますが、一番下でございますとおり、本日、令和4年12月23日を予定してございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

本多教育長 本案について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴木委員 学校に入らないということでマンションの学区域を変えるというのはよくある話ですけれども、大体今までどのぐらいあったのかということと、それから、今後まだそういう可能性があるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。

賀来学務課長 過去の件数でございますが、大体34件これまでマンションで変更をかけたところがございます。これからの見込みでございますが、現在のところはそういった見通しはないということでございます。  
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 確認なんですけれども、この手のお話というのは、どうしても都度都度、こういう流れをやる以外は、やっぱりないものなんでしょうか。

賀 来 学 務 課 長 学校の収容対策上でどうしても出てくる問題でありますので、早く見通しが立てばといったところはあると思います。ただ、実際にどのくらい入ってくるのかというのは、ある程度、実際に近づいてこないと分からない部分もございますので、委員おっしゃるとおり、できるだけ早い見込みが出ればそういった対応を取っていくということは検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 それではお諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第35号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第35号 江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正、上記の議案を提出する。令和4年12月23日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正について御説明いたします。資料2を御覧ください。

改正内容について御説明いたします。令和4年11月1日の東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、制度を利用する職員等に対するハラスメントの未然防止を徹底するため、江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正を行います。

第9条の2、セクシュアル・ハラスメントの禁止における「不快にさせる性的な言動」という文言の後ろに、括弧づきで、「性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。」の文言を追加いたします。この規程は、公布の日から施行いたし

ます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

本 多 教 育 長      本案について質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員      御説明ありがとうございます。この内容はすごくデリケートな部分があるかなと思ひまして、現在の児童生徒への指導、もう既にしてくださっている皆さんの中で、これが施行された途端にちょっと抵触してしまう懸念を持っている人とかいないのかなというのがちょっと心配になりました。事前に事例集のようなものをつくってイメージを共有しておかないといけないのかなとちょっと思ひまして、取りあえず現時点で、不用意に発言してしまいそうな、ちょっと危なそうな事例とかというのがあったら教えてほしいんですが。

星 名 庶 務 課 長      今回の東京都のパートナーシップ宣誓制度の開始に伴ひまして、職員の手当が若干拡充するという形、いわゆる同性婚のところのパートナーシップがあれば、職員に支給する手当が、それでもオーケーになるというような取扱いの改正がありました。その際に、東京都から通知というか、こういうことをやるとハラスメントになりますよというようなマニュアルが送られてきておりまして、その手当の改正を周知する際に、庶務課のほうから、教員に周知してくださいということで各学校のほうには事例集みたいなものはお投げしていますので、そういったところ是一部参考になるのかなというところでございます。

本 多 教 育 長      これは、先ほど安部委員からもありましたけれども、職員に対して周知徹底することはすごく大事ですし、実は学校の通常の教育活動の中でももう既に教職員に対しては言われていることで、例えば男の子はこれをしましょう、女の子はこれをしましょうみたいに分けることもこれに入ってきますし、例えば職場の中でも、男の先生たちはこれをやってくださいとかというのは違いますよということも、この下線部には含まれているところがありますので、そういったことをかなり徹底すること、それから先ほど庶務課長からもありましたけれども、今回これが変わることによって配慮すべきことが様々出てきますので、周知徹底するためには、再度配られたものを理解させるとか、今回こうやって変わることについても周知することは大事かなと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではお諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第36号 江東区文化財の指定解除を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長      議案第36号 江東区文化財の指定解除、上記の議案を提出する。令和4年12月23日。提出者、江東区教育委員。令和4年11月24日、江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、令和4年11月24日、同審議会より答申を得たので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出します。

佐藤文化観光課長      それでは、江東区文化財の指定解除について御説明いたします。資料3を御覧願います。

本件は、無形文化財、工芸技術者の死亡に伴う解除でございます。1の（1）にございますとおり、相撲呼出し裁着袴製作をしている方で、新大橋三丁目の富永皓様が解除になったものでございます。

裁着袴につきましては、相撲の呼出しの方がお履きになる袴でございます。まして、労働着である山袴の一種で、筒が極めて細く、膝以下をひもで結んで、こはぜという金属の、こういう足袋の仕掛けと同じようなものを使って留めるというところに特徴がございまして、大関や横綱に昇進した力士から呼出し全員に贈られるものでございます。

こちらの方は昭和10年生まれで、24歳から技術を取得しまして、手縫いで裁着袴を製作する唯一の職人の方でございました。平成18年には卓越した技能者として、現代の名工ということで表彰された経緯がございまして、現在は娘さんの山口様が継承しているという状況でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

本 多 教 育 長      本案について質疑願います。  
眞貝委員。

眞 貝 委 員      このことは承知いたしましたけれども、江東区の無形文化財に指定されるということで、江東区からのその方に対する特典というのはどういうものなのでしょうか。

佐藤文化観光課長      指定された場合は、区が支給する文化財保護奨励金が登録文化財より高額になるほか、管理・修理のための区からの補助金や費用負担の対象となります。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

眞 貝 委 員      分かりました。

本 多 教 育 長      ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
ではお諮りいたします。日程第３について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。  
これより報告事項に入ります。  
議事進行上の関係から、報告順序を変更し、報告事項９を先に報告することといたしたいと存じます。  
報告事項９ 江東区文化財の登録内容の変更についてを事務局より説明願います。

佐藤文化観光課長      それでは、江東区文化財の登録内容の変更について、御説明いたします。資料１２を御覧願います。

本件につきましては、史跡妙寿寺跡の所在地の変更でございます。資料にあるとおり猿江２－２付近から猿江２－２、３、４、５付近へと変更するものでございます。

妙寿寺につきましては、京都にある日蓮宗のお寺でございまして、本覺山妙寿寺というのが正式名で、当時、猿江神社の北側に位置していたものでございます。大正１２年の関東大震災の後に世田谷のほうに移転しておりまして、現在は妙寿寺別院が平成２９年に建立されているものでございます。

こちらの経緯ですけれども、平成２８年に個人の方から試掘調査の依頼がございまして、改めて調べたところ、どうやら位置が違うというところを確認したものでございます。関東大震災で区画整理が行われた関係で、当時詳しく特定できなかったものと考えられ、再度精査しまして、区画整理前後の地図を参考にし調べ直したところ、猿江２－２以外の３、４、５番付近も該当するものであるということで変更するものでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

なお、ここで文化観光課長につきましては、他の公務のため退席いたします。

続いて、報告事項１ 令和４年第４回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

杉村事務局次長      それでは、令和4年第4回区議会定例会の教育委員会関係について御報告申し上げます。資料4を御覧願います。

令和4年第4回区議会定例会は、11月24日の本会議で5名の代表質問が、25日の継続本会議で9名の通告による質問が行われ、全体で47本の質問がございました。このうち、教育関連では資料に記載のとおり5本の質問がございましたが、質問と答弁の概要は資料に記載のとおりでございますので、ここでは簡潔にポイントを絞って御報告させていただきます。

まず1人目、公明の高村きよみ議員は、代表質問で、教育施策についてとして、主にGIGAスクールの充実に関する質問がございました。学校におけるICT環境は一定の整備がなされ、今後は学習者用デジタル教科書の教科を増やす、個に応じた学習を進めるための学習ソフトの導入等について検討していく旨、及び、電子書籍のサービス導入の検討を進めるなど、ICT教育の充実に向けた図書館の整備・活用に取り組んでいる旨の答弁をいたしました。

2人目、無所属の見山伸路議員は、通告質問で、電子図書館についてとし、我が国における電子図書館の導入状況と本区の検討状況についての質問があり、本年10月1日時点で436自治体が電子図書館を導入しているが、時間経過に従い利用実績が伸び悩む傾向にあること、本区においては、現状を踏まえ、効果的な活用方法について検討していく旨の答弁をいたしました。

3人目の自民の川北直人議員は、通告質問で、特定の才能がある児童生徒に関する質問及び学校における特色ある活動の再活性化に向けた取組に関する質問がございました。特定の才能がある児童生徒につきましては、区立学校にも在籍しており、個に応じた指導の充実を図っており、教員に対する研修など理解促進を図る必要がある旨の答弁をするとともに、学校における特色ある活動の再活性化に向けた取組につきましては、学校等で発表会の場の創出など活動の再活性化に向けた支援や、小中学校の合同での地域学校協働本部事業の実施が可能なことについての理解促進に努める旨の答弁をいたしました。

4人目の無所属の中村まさ子議員は、通告質問で、主に不登校の現状と分析、こどもの権利に関する質問がございました。不登校については、昨年度過去最多の745人で、要因は複合的な場合が多い旨の答弁をし、こどもの権利については、こどもの権利を尊重することが重要であり、人権プログラムを通じた教員への周知やこどもの意見表明や参画を促す取組を展開している旨の答弁をいたしました。

5人目の自民の金子ひさし議員は、通告質問で、教育委員会の在り方についてとし、教員の不適切な指導に対する学校、教育委員会の対応について質問がありました。こどもたちに寄り添った対応を第一に考え、

当該教員には厳しく対処するとともに、学校、教育委員会とも組織的に対応を図っている旨の答弁をいたしました。

一般質問については以上でございます。

次に、特別委員会について御報告いたします。第4回定例会最終日の12月15日、一般会計補正予算（第5号）を審査する令和4年度予算審査特別委員会が開催されました。今回の補正予算では、教育費の補正予算計上がなく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業と民生費関連の事業について審査が行われているところでございます。

次に、12月5日の文教委員会について御報告申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。議題は記載の37件で、議題1から議題35までは、いずれも継続審議となっている陳情で、これまでの審議経過等を説明した後、引き続き継続審査となつてございます。また、議題36、37の2件は、共に学校給食の無償化を求める新規陳情で、既に同趣旨の陳情が継続審査となっておりますので、併せて一括で審査が行われ、先ほど申し上げましたとおり、継続審査となっております。

議題につきましては以上でございます。

次に、2の報告事項でございます。報告事項は、資料に記載の13件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告または御協議いただいている案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和4年第4回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和4年度文部科学大臣教育者表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

星 名 庶 務 課 長      それでは私から、令和4年度文部科学大臣教育者表彰被表彰者の決定につきまして御説明いたします。資料5を御覧ください。

文部科学省では、毎年、学校教育の振興に関し、特に功績顕著な教育者の功労をたたえ、文部科学大臣の表彰を行っているところでございます。本年度、江東区におけます受賞者が決定いたしましたので御報告をするものでございます。

まず、1の被表彰者を御覧いただければと思いますが、本区における受賞決定者につきましては、喜多好一豊洲北小学校長でございます。主な功績につきましては、3番に記載のとおりでございますが、長きにわたり特別支援学級のリーダーとして、教員の専門性の向上、特別支援教育の質の向上に尽力されたことを評価いただいたというところでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項３ 令和４年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定についてを説明願います。

星 名 庶 務 課 長      それでは、引き続きまして私のほうから、令和４年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について御報告いたします。こちらにつきましては、東京都教育委員会の表彰でございます。今般、個人表彰として２名、団体表彰として１件という形でございます。

まず個人表彰でございますが、都在職１０年以上で管理職の職にある者として、小林一志第三亀戸中学校校長、都在職１０年以上で管理職者を除く４５歳未満の者といたしまして、齋藤典子南砂中学校主幹教諭の決定があったものでございます。

裏面の２ページを御覧いただきまして、団体表彰につきましては、有明西学園が義務教育学校での多様な教育活動の実施ということで、団体表彰の決定があったというところでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。  
では、本報告を終了いたします。  
続いて、報告事項４ 令和５年度新１・７年生の学校選択制度の抽選結果についてを説明願います。

賀 来 学 務 課 長      資料７を御覧いただければと思います。学校選択制度の抽選結果について御説明申し上げます。

前回、当委員会におきまして、一次結果まで御説明させていただきました。その後、選択希望校の変更を受け付けまして、１１月２５日に二次結果として抽選校を発表し、１２月７日に小学校及び義務教育学校前期課程、１２月８日に中学校及び義務教育学校後期課程の抽選を実施いたしました。その結果をまとめたものが本日の資料でございまして、１ページ目が小学校等、２ページ目が中学校等の内容となっております。

２番の抽選結果の各欄の人数について御説明いたします。まずＡの欄が、二次結果における通学区域外からの入学希望者数となっております。その後、抽選までの間に区外転出をされる方がいる場合、その方をＢの欄に計上しております。その結果、ＡからＢを差し引いたＣの欄が抽選対象者数となっております。小学校等では１９２人、中学校等では８９３人が抽選対象となっております。そして、今後の私立中学校等への入学見込みや無抽選の当選者の決定を加味した結果、Ｄの欄に抽選日当日時点での当選者数を掲載しております。小学校等では７６人が、中学校等では１６７人が当日抽選となっております。最後のＥ欄につき

ましては、CからDを引いた補欠者数、小学校は116人、中学校については726人となっております。

なお、今回の抽選結果により、当選者と補欠者の順位が決まりましたので、今後、補欠者については、私立学校への入学決定等も反映して、補欠順位の高いほうから繰上げが行われることとなります。

なお、この抽選結果につきましては、9日からホームページで発表させていただきます。

抽選結果についての御説明は以上となります。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和4年度給食保健関係表彰についてを説明願います。

賀 来 学 務 課 長      それでは資料8を御覧願います。給食保健関係表彰について御報告いたします。

まず表の一番上の文部科学大臣表彰は、学校保健及び学校安全の推進に熱意を示し、模範として表彰に値する具体的な活動実績があった方を表彰するもので、深川第三中学校の学校薬剤師の中山太二先生が受賞されております。

次に、東京都教育委員会表彰は、学校保健・学校安全の指導運営において優れた功績のある学校関係者等を表彰するもので、第三砂町小学校の学校医・眼科の佐藤明先生、豊洲幼稚園の学校歯科医の横田裕先生、浅間堅川小学生の学校薬剤師の松田浩二立先生の3名が、来年1月に表彰される予定となっております。

次に、江東区区政功労表彰は、江東区の事業に尽力していただいた方などを表彰するもので、5名の方が表彰されてございます。

次に、その他となります東京都学校歯科医会表彰として、小学校では越中島小学校外19校、中学校では深川第六中学校外1校、幼稚園では第二亀戸幼稚園が、来年の2月に表彰される予定となっております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 令和5年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長      それでは資料9を御覧ください。幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校の学期及び休業日につきましては、江東区立学校の管理運営に関する規則第3条及び第3条の2に定められております。入学式や卒業式

の日程については、例年、この規則及び年間の暦を踏まえて決定しております。

それでは、小学校の卒業式の実施日を御覧ください。小学校の卒業式については、これまで2日間設定されておりましたが、令和5年度より1日の設定としております。卒業式の実施日を統一することで、各学校の在校生が卒業生の門出を祝うことができ、その次の登校日にその学年の修了式を迎えることができるようになります。令和5年度の日程につきましては資料のとおりとし、この日程に基づき、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の令和5年度の教育課程を編成いたします。

なお、義務教育学校は9年間の一貫教育を行う一つの学校ですので、入学式は前期課程の1年生、卒業式は後期課程の9年生となりますが、前期課程の修了を一つの区切りと考え、6年生では前期課程修了式を、7年生では後期課程認証式として、卒業式、入学式に準じた儀式的行事を実施します。6年生の前期課程修了式は、小学校の卒業式の早い日程、卒業式の日程と同日に、7年生の後期課程認証式は、中学校の入学と同日に実施する予定としております。このことにより、必要な教育日数や授業日数の確保はできております。

報告は以上です。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 令和4年度校（園）長・教育管理職選考等の結果についてを御説明願います。

飯 塚 指 導 室 長      それでは、令和4年度校（園）長・教育管理職選考等の結果について御報告いたします。資料10を御覧ください。

10月の定例会において選考の受験状況について報告いたしました。このたび最終結果が発表となりましたので御報告いたします。右下の数字が昨年度の結果で、最終合格者数を受験者数で割り、合格率をパーセントで示したものを最後の列に記載しております。

まず幼稚園の結果です。幼稚園園長選考合格者は1名です。特別区全体での園長合格者は9名でした。副園長選考につきましては、昨年度の一次合格者2名が選考対象となり、最終合格は来年の2月の発表予定です。

次に小中学校の結果です。まず、校長の選考結果です。小学校の欄の一番上の段を御覧ください。小学校は21名受験し、最終合格者は3名で、合格率は14.3%でした。次に中学校です。中学校の欄の一番上の段を御覧ください。中学校は5名受験し、最終合格者は1名で、合格率は20%でした。

なお、記載はありませんが、東京都全体では小学校の校長受験者は5

61名、最終合格者は125名で、倍率は4.5倍でした。中学校の校長受験者は137名、最終合格者は71名で、倍率は1.9倍でした。

次に小中学校の教育管理職候補者選考の結果でございます。主に指導主事となるA選考、主に副校長となるB選考、共に一般と推薦の記載があります。推薦区分は、校長及び教育委員会の推薦を受けて、一次選考である筆記試験が免除となり、二次選考の面接選考のみのものであります。一般は、一次選考、二次選考を受験することになっております。C選考は、年齢50歳以上が対象で、原則合格した次の年度に即戦力として副校長に承認となる選考です。

まず小学校です。小学校の欄を御覧ください。A選考は推薦区分で4名が受験し、1名が合格しております。B選考は推薦区分で15名が受験し、10名が合格しております。C選考は一般区分で1名が受験し、1名が合格、推薦区分で1名が受験し、1名が合格しております。

次に中学校です。中学校の欄を御覧ください。A選考及びC選考は、一般区分、推薦区分ともに受験者はおりません。B選考は、一般区分の受験者はなく、推薦区分で4名が受験し、4名が合格しております。

なお、記載はありませんが東京都全体の状況です。A選考小学校は、一般、推薦区分を合わせて92名が受験し、最終合格者は45名、倍率は約2倍、中学校は、一般、推薦区分を合わせて41名が受験し、最終合格者は30名、倍率は約1.4倍。次にB選考です。小学校は、一般、推薦区分を合わせて289名が受験し、最終合格者は221名、倍率は約1.3倍。中学校は、一般、推薦区分を合わせて124名が受験し、最終合格者は102名、倍率は約1.2倍。C選考小学校は、一般、推薦区分を合わせて24名が受験し、最終合格者は21名、倍率は約1.1倍。中学校は、一般、推薦区分を合わせて9名が受験し、最終合格者は8名、倍率は約1.1倍。

今後も、受験者の確保に努めるとともに、教育管理職の資質能力の向上を図ってまいります。

報告は以上です。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。  
本田委員。

本   田   委   員      校長の合格率が昨年と比べて下がった一番の要因はありますか。

飯 塚 指 導 室 長      一番の要因を挙げますと、やはり倍率がかなり上がってきたというところがございます。それが第1に挙げられるかなと思います。  
以上です。

本 多 教 育 長      倍率が高くなった、狭き門になったという指導室長の説明が今あった

と思いますけれども、基本的には毎年受けている人が違ったりしております。中には、去年も受けて今年も受けている人もいますけれども、受かるか受からないか、これは職務論文が一次にありまして、その後、二次が面接なんですね。そういったところで、それぞれの中でその時どう力が出せたかということがまず1つあるだろうと思います。選考前には、私も指導室長も直接、面接の練習をして指導していますけれども、校長たちに対して話をしているのは、基本的には日々の副校長としての職務の中で経営力を磨いていくことが大事だという話をしています。基本的に合格対策として、論文対策をしたり、面接対策をしているようでは駄目で、日々の中で経営力を上げていくことが合格につながっていくというふうに、これは校長だけじゃなくて副校長に対しても話をしているので、さらにそういったところについて、私ども教育委員会も学校と協力しながら、資質能力の向上に取り組んでいかなきゃいけないなというのを校長たちに対して話をしているところです。

本 田 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

倍率が高くなってきているというのは悪いことではないと思っています。要するに、厳しい門を通り抜けていかなければ、やはりそれぞれの校長の力も高まってきませんし、指導主事のA選考、B選考も少しずつ倍率が高くなってきています。これからさらに高くなっていくだろうと思いますので、そういった中では倍率が高くなること自体は悪いことではないと。受験者にとっては受かりづらいというところはありますけれども、そこを通り抜けて頑張っていくということが大事なのかなと思いますので、引き続き、指導室長からもありましたが、育成に努めていきたいと思っています。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8 令和5年度江東きっずクラブ事業運営委託事業者の選定結果についてを説明願います。

笠間地域教育課長 それでは、報告事項8 令和5年度江東きっずクラブ事業運営委託事業者の選定結果について御説明させていただきます。お手数ですが資料11をお願いいたします。

まず今回の事業運営委託についてでございますが、対象となるクラブは越中島小学校内にございます、きっずクラブ越中島でございます。区の行財政改革計画に基づき民営に移行するものでございまして、令和5年4月1日から委託開始を予定しております。

次に2の選定方法についてでございます。一次審査では、応募がございました8事業者から提案されました企画提案書等に対しまして書類審

査を行ってございます。続いて、第二次審査といたしまして、書類審査を通過した3事業者を対象といたしまして、現場視察やプレゼンテーションなどによって最終的に総合評価点の最上位の事業者を受託者として選定いたしました。

次に3の評価項目についてでございます。まず第一次の書類審査では放課後こどもプランに関する考え方や事業計画、指導員の配置や採用計画、2ページになりますが、障害児等への対応など16項目について審査を行ってございます。

続く第二次審査におけるプレゼンテーションについては、記載の8項目、さらには、現場視察として3ページまでに記載の9項目についてそれぞれ審査をしてございます。

(3)にあります総合評価点を、第一次審査で100点、第二次審査では300点、合計で400点満点といたしてございます。

次に5の選考結果でございます。記載のとおり3事業者いずれも400点満点中、基準と定める6割、これは240点となりますが、それを超える点を獲得しておりますが、その中で得点の最上位であります株式会社ポピンズエデュケアを受託事業者として選定したものでございます。

4ページを御覧願います。6の選定理由についてでございます。株式会社ポピンズエデュケアにつきましては、本区でのきっずクラブの受託実績はございませんが、他の自治体におきまして47か所の放課後対策事業を受託しておりまして、安定した事業運営が期待できる事業者として捉えてございます。事業に対する考え方や学校との連携による事業実績に加え、職員採用や人材育成のための研修計画等もしっかりと示されておりまして、また、他の自治体における放課後事業を現地視察いたしました。が、標準を上回る評価を得ているところでございます。

7につきましては、受託事業者の情報といたしまして、本社及び東京支社の所在地を記載してございます。

報告は以上となります。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      御説明ありがとうございます。こちらの事業者様は区内では実績がないというふうに記載があったので、ちょっと気になりました。別に排除しろとかそういう意味ではないんですけれども、この評価点についてなんですが、一次評価的には、この残った中では一番低いんですよね。二次評価で、多分、プレゼン力がすごくあったということだと思うんですけれども、これは6割を超えているので問題ないと思いますが、一次で低かった理由というのは、区内での実績がなかったことで、どうしてもその辺が追いつかなかったとか、そういう何らかの理由があるんでしょ

うか。

笠間地域教育課長      こちらの一次の結果につきましては、最高がA社の82点、そして今御指摘のございましたポピンズエデュケアが77点で、その差は5点ということで、4位以下につきましてはもうちょっと離れているところでございます。そうしますと標準点以上を取っているということから、一定程度の評価ができるものとして一次を通過したものでございます。  
以上でございます。

安 部 委 員      ありがとうございます。

本 多 教 育 長      ほかいかがでしょうか。  
今回、民営化移行ということでの指定になりますので、これまでと同等ではなく、これまで以上によりよい運営をさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
それではよろしいでしょうか。本報告を終了いたします。  
それでは、以上をもちまして、令和4年第12回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。